

三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案から最終案への主な変更内容について

三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)中間案	パブリックコメント等の意見	三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)最終案
<p>2 インクルーシブ教育システムの推進</p>		
<p>① 各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等の関係機関に働きかけます。</p>	<p>卒業後の地域生活支援体制の整備など、関係機関と連携した取組が必要である。</p>	<p>各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、<u>卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築</u>に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等の関係機関に働きかけます。(P4)</p>
<p>② 幼稚園・保育所等の教員や保育士が、障がいのある子どもの特性や支援方法を理解し、保護者、地域、関係機関等と適切に連携する力を高める必要があるため、市町関係部局における専門性の向上の取組を促します。</p>	<p>市町等関係部局の専門性の向上のためには、<u>CLM等の支援ツールを導入し、支援を継続させる必要がある。</u></p>	<p>幼稚園・保育所等の教員や保育士が、障がいのある子どもの特性や支援方法を理解し、保護者、地域、関係機関等と適切に連携する力を高める必要があるため、<u>個別の指導計画やCLM等の支援ツールを活用し、市町関係部局における専門性の向上の取組を促します。</u>(P6)</p>
<p>3 特別支援学校における教育の推進</p>		
<p>③ 県内には、16校の県立特別支援学校(分校3校含む)が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、在籍する幼児児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。</p>	<p>訪問教育の取組についての記載が必要である。</p>	<p>県内には、16校の県立特別支援学校(分校3校含む)が設置されています。障がい種別に、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、在籍する幼児児童生徒は、それぞれの教育部門ごとに専門的な教育を受けています。また、<u>障がいの状態により通学による教育が難しい児童生徒には、訪問教育を実施しています。</u>(P12)</p>
<p>④ 高等部における企業就労にかかる指導においては、これまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行います。</p>	<p>特別支援学校が企業等への業務内容等のニーズの把握や理解啓発が必要である。</p>	<p>高等部における企業就労にかかる指導においては、これまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行い、<u>企業等に対して業務内容等のニーズの把握や理解啓発を進めます。</u>(P16)</p>
<p>4 高等学校における特別支援教育の推進</p>		
<p>⑤ 発達障がい等のある生徒の就職等の支援については、特別支援学校の支援方法を参考にして取組を進めます。</p>	<p>高等学校の発達障がい等のある生徒の雇用や就職等についての理解啓発が必要である。</p>	<p>発達障がい等のある生徒の就職等の支援については、特別支援学校の支援方法を参考にして取組を進めます。また、<u>企業訪問等を通して、就職や雇用等についての理解啓発を進めます。</u>(P32)</p>